

議案第 37 号

多可町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

多可町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町下水道条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例 第 号

多可町下水道条例（平成17年多可町条例第185号）の一部を次のように改正する。
第2条中第1項の表を次のように改める。

| | |
|-------------|------------------|
| 公共下水道 | 中地区公共下水道 |
| 特定環境保全公共下水道 | 貴船地区特定環境保全公共下水道 |
| | 杉原谷地区特定環境保全公共下水道 |

第13条第1項第1号中「カドミウム0.1ミリグラム以下」を「カドミウム0.03ミリグラム以下」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 処理場の位置 | 処理区域 |
|----------------------------|-----------------------|--|
| 多可町中地区 公共下水道処理施設 | 多可町中区西安田722番地57 ほか | 安楽田、東山、田野口、牧野、 鍛冶屋、間子、岸上、天田、高 岸、奥中、茂利、中村町、安 坂、糶屋、坂本、曾我井、森 本、西安田の内 処理場に排水可能な地域 |
| 多可町貴船地区特定環境保全 公共下水道処理施設 | 多可町八千代区下野間684番 地56 | 中野間、仕出原、下野間の内処 理場に排水可能な地域 |

| | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|
| 多可町杉原谷地区特定環境保全公共下水道処理施設 | 多可町加美区清水16番地1 | 清水の内処理場に排水可能な地域 |
| | 多可町加美区西山209番地 | 轟、西山の内処理場に排水可能な地域 |
| | 多可町加美区門村583番地8 | 市原、丹治、大袋、三谷、門村の内処理場に排水可能な地域 |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

| 排水区域 | 置留の排水場 | 料率 |
|---|--------|----|
| 池原、口裡田、山東、田原、西川、中川、西川、 高、田次、上岩、千間、皇宮、 宮、神保中、神保、中興、幸 崎、丸井曾、本郷、皇宮、 内川、山、西、水、 加美区、清水、 加美区、清水、 加美区、清水、 | 置留の排水場 | 料率 |
| 加美区、清水、 加美区、清水、 加美区、清水、 | 置留の排水場 | 料率 |

多可町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|-------------|-----------------|---|-------|----------|-------------|-----------------|--|------------------|
| <p>(施設の名称等)</p> <p>第2条 町は、次のとおり公共下水道及び特定環境保全公共下水道（以下「公共下水道」という。）を設置する。また処理施設の名称、終末処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> | <p>(施設の名称等)</p> <p>第2条 町は、次のとおり公共下水道及び特定環境保全公共下水道（以下「公共下水道」という。）を設置する。また処理施設の名称、終末処理場の位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>公共下水道</td> <td>中地区公共下水道</td> </tr> <tr> <td>特定環境保全公共下水道</td> <td>貴船地区特定環境保全公共下水道</td> </tr> </table> | 公共下水道 | 中地区公共下水道 | 特定環境保全公共下水道 | 貴船地区特定環境保全公共下水道 | <table border="1"> <tr> <td>公共下水道</td> <td>中地区公共下水道</td> </tr> <tr> <td>特定環境保全公共下水道</td> <td>貴船地区特定環境保全公共下水道</td> </tr> <tr> <td></td> <td>杉原谷地区特定環境保全公共下水道</td> </tr> </table> | 公共下水道 | 中地区公共下水道 | 特定環境保全公共下水道 | 貴船地区特定環境保全公共下水道 | | 杉原谷地区特定環境保全公共下水道 |
| 公共下水道 | 中地区公共下水道 | | | | | | | | | | |
| 特定環境保全公共下水道 | 貴船地区特定環境保全公共下水道 | | | | | | | | | | |
| 公共下水道 | 中地区公共下水道 | | | | | | | | | | |
| 特定環境保全公共下水道 | 貴船地区特定環境保全公共下水道 | | | | | | | | | | |
| | 杉原谷地区特定環境保全公共下水道 | | | | | | | | | | |
| <p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> | <p>(法第12条の11第1項に規定する除害施設の設置等)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。</p> | <p>第13条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>(1) カドミウム及びその化合物 1 リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下</p> <p>(2)～(43) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(1) カドミウム及びその化合物 1 リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下</p> <p>(2)～(43) (略)</p> <p>2 (略)</p> | | | | | | | | | | |

改正前

別表第1(第2条関係)

| 名称 | 処理場の位置 | 処理区域 |
|--------------------------------|-------------------------|--|
| 多可町中地区 公共下水道処理施設 | 多可町中地区西安田 722番地571ほか | 安楽田、東山、田野 口、牧野、鍛冶屋、 間子、岸上、天田、 高岸、奥中、茂利、 中村町、安坂、糺屋、 坂本、曾我井、森本、 西安田の内処理場に 排水可能な地域 |
| 多可町貴船地区特定 環境保全公共下水道 処理施設 | 多可町八千代区下野 間684番地56 | 中野間、仕出原、下 野間の内処理場に排 水可能な地域 |

改正後

別表第1(第2条関係)

| 名称 | 処理場の位置 | 処理区域 |
|---------------------------------|-------------------------|--|
| 多可町中地区 公共下水道処理施設 | 多可町中地区西安田722 番地571ほか | 安楽田、東山、田野 口、牧野、鍛冶屋、 間子、岸上、天田、 高岸、奥中、茂利、 中村町、安坂、糺屋、 坂本、曾我井、森本、 西安田の内処理場に 排水可能な地域 |
| 多可町貴船地区特定 環境保全公共下水道 処理施設 | 多可町八千代区下野間 684番地56 | 中野間、仕出原、下 野間の内処理場に排 水可能な地域 |
| 多可町杉原谷地区特 定環境保全公共下水 道処理施設 | 多可町加美区清水16番 地1 | 清水の内 処理場に排水可能な 地域 |
| | 多可町加美区西山209 番地 | 轟、西山の内 処理場に排水可能な 地域 |
| | 多可町加美区門村583 番地8 | 市原、丹治、大袋、 三谷、門村の内 処理場に排水可能な 地域 |